

答申番号	平成 28 年度答申第 1 号
諮問日	平成 28 年 12 月 19 日
答申日	平成 29 年 2 月 21 日
事件番号	28 総第 95 号
答申概要	<p>(審査会の結論) 本件処分は一部取り消されるべきである。</p> <p>(理由) 本件処分の家屋の課税部分は非課税に相当するため認定の取り消しを求めるとの審査請求人の主張には理由がないが、原処分のうち課税部分と認定されている本件家屋の一部については、按分課税とすべきである。</p>